

# その他資料1

「令和7年度生駒市一般会計補正予算（第6回）に係る専決処分の申入れ」についての説明資料

## 1 専決処分の理由

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子ども（児童手当対象者）に一人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」の支給が決定されたことから、対象の児童への支援を速やかに行うため、専決処分するもの。

## 2 事業名

子育て応援手当支給事業

## 3 支給対象者

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月中に出生した児童も含む）の児童手当受給者
- (2) 令和7年9月30日の翌日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者等

## 4 支給額

- (1) 支給対象児童1人につき2万円

## 5 対象児童数

- (1) 生駒市から令和7年9月分（令和7年9月中に出生した児童も含む）の児童手当を支給している児童  
16,008人
- (2) 公務員等生駒市から児童手当を支給していない児童  
3,138人（推計）
- (3) 令和7年9月30日の翌日から令和8年3月31日までに出生した児童  
300人（推定）

## 6 支給スケジュール（予定）

- (1) 生駒市から令和7年9月分（令和7年9月中に出生した児童も含む）の児童手当を支給している児童  
令和8年1月16日（金）に「支給のお知らせ」等の送付  
令和8年3月上旬に支給予定
- (2) 公務員等生駒市から児童手当を支給していない児童  
申請があり次第、隨時、支給  
※公務員へは、各所属庁から「支給のお知らせ」「申請書」等の案内や送付をされます。
- (3) 令和7年9月30日の翌日から12月31日までに出生した児童のうち、生駒市から児童手当を支給している児童

令和8年1月中に「支給のお知らせ」等の送付予定  
令和8年3月上旬に支給予定

- (4) 令和8年1月1日から3月31日までに生まれた児童  
申請があり次第、隨時、支給

7 事業費

- (1) 歳出 410,940千円  
手当金 400,000千円  
事務費 10,940千円

- (2) 歳入 410,940千円（補助率10/10）

8 その他

手当の対象が令和8年3月31日までに出生した児童であること等から、支給  
が令和8年4月以降になることが想定され、繰越明許費を設定するもの。

繰越明許費 67,637千円